

防整技第5353号
30.3.30
一部改正 防整技第6639号
令和6年3月22日
一部改正 防整整第6324号
令和7年3月19日

各地方防衛局調達部長
帯広防衛支局長
東海防衛支局長 殿
熊本防衛支局長
名護防衛事務所長

整備計画局施設整備官
(公 印 省 略)

工事関係者の自衛隊施設等への立入手続について（通知）

標記について、別紙のとおり定めたので遺漏なきよう措置されたく通知する。

添付書類：別紙

写送付先：大臣官房会計課長、整備計画局施設計画課長、整備計画局施設整備官、整備計画局提供施設計画官、地方協力局施設管理課長、防衛大学校総務部管理施設課長、防衛医科大学校事務局経理部施設課長、防衛研究所企画部総務課長、統合幕僚監部総務部総務課長、陸上幕僚監部防衛部施設課長、海上幕僚監部防衛部施設課長、航空幕僚監部防衛部施設課長、情報本部計画部事業計画課長、防衛装備庁長官官房会計官

工事関係者の自衛隊施設等への立入手続について

1 背景

現在、建設業界においては技能労働者の高齢化、若手の担い手不足などに加えて、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の関連施設整備等により一時的な建設需要の増大が予想されるなど、技能労働者の確保が深刻な状況となっている。そのため、国土交通省などの関係省庁は建設業界における人手不足対策のための各種施策を講じているところである。

防衛省が発注する建設工事（工事の実施細目について（防整技第7167号。28.3.31）第2第1号に規定する建設工事をいう。）においても同様に人手不足の問題を抱えている状況にある。また、防衛省が発注する建設工事は、その多くが自衛隊施設や在日米軍施設の中を施工場所とする工事であるため、工事関係者といえども当該施設を管理する部隊等の規則に基づいた立入手続の実施が求められている。

今般、技能労働者を含む工事関係者の多様化する傾向を踏まえ、自衛隊施設等への立入手続について受注者に対してより一層の厳格な実施を求め、建設工事における工事関係者の自衛隊施設等への立入手続の円滑な実施を目的として、建設工事における標準現場説明書について（防整施第7124号。28.3.31）及び建設工事に係る技術業務における標準現場説明書について（防整施第6933号。28.3.31）が改正されたところである。

これらを踏まえ、平成30年4月1日以降に公告する建設工事において、以下の措置を講じることとする。また、既に契約済みの建設工事においても同様の措置を講じることとする。

2 実施事項

(1) 受注者への指示

工事監督官（業務にあつては業務監督官）は、担当する建設工事の受注者に対し、当該受注者が受注した建設工事を実施するため当該建設工事を行う自衛隊施設等への立入手続に当たり、原則として次のアからオまでの実施を指示すること。

ア 工事関係者の入門手続に必要となる申請書類等を取りまとめ、申請書類の記載漏れや本人確認資料等の確認をした上で提出すること。

イ 自衛隊施設等の担当部隊等から入門許可証等の発行を受ける場合は、次のいずれかによるものとする。

(ア) 受注者が一括して受領した場合にあつては身分証明書等により申請者本人であることを確認した上で手交すること。

(イ) 自衛隊施設等の担当部隊等から申請者本人へ手交する場合にあつては、受注者は部隊等が行う本人確認及び手交に立ち会うこと。

ウ 臨時入門（自衛隊施設における面会票、米軍施設におけるエスコートチケット等の短期間又は一般的な面会手続）の手続の場合についても、ア及びイに準じて措置すること。

- エ 申請者が外国籍の者である場合、イ及びウにおける本人確認は、在留カード（原本）及び在留カード等読取アプリケーションによって行うこと（イ（イ）の場合、受注者は立ち会う際に在留カード（原本）及び在留カード等読取アプリケーションによって本人確認を行うこと。）。なお、申請者の国籍その他これに類するものが、発注者との契約に違反する行為を求められた場合に、これを拒む権利を実効性をもって法的に保障されない国又は地域に該当する者及び国連安保理決議において労働許可を提供しないことが決定されている国又は地域に該当する者は、立ち入りが認められないことから、申請に際して、申請者の国籍を予め工事監督官に報告し、適否を確認すること。
- オ 本人確認を行ったうえで手交された入門許可証等は、受注者において申請者本人が使用していることを確認すること。

（２）受注者への指示方法

上記（１）について、工事打合せ簿（業務にあつては業務打合せ簿）により指示することとする。